

改 正 後

第一章 総則

(新設)

(目的)

第一 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることによる、地域住民の生命、財産又は安全を保護するに伴い、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に型式し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む）第一条第二項を除く以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策に型式し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む）第一条第二項を除く以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するため必要な事項を定めることにより、空家等に対する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(法律)

第二 条 この法律において「空家等」とは、建物又はこれに附着する工作物であつて居住者の使用がなされていないことが想定されるもの及びその敷地（立木その他土地に着地するものを含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。但し、國又は地方公共団体が所持し又は管理するものを除く。

3 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば宿泊等を含む保安上危険なるおそれのある状態又は高い衛生上有害なるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより隣接する景観を損なう虞れのある状態の他の地区の生活環境の保全を図るために放置する者が適切である状態にあつて認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

4 國は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取扱いのために必要な情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

5 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に關し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 郡道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等に関する法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他の必要な援助を行なうよう努めなければならない。

(空家等の所有者の責務)

第五条 空家等の所有者は又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

空家等に関する施策の実施に関する基本的な方針

二 次元第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 所有者等による空家等の適切な管理について定めるべき事項

四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

3 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等に関する調査・開拓する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び空家等の跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による監若言ひ又は指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第一項までに定める所の執行に付す。以下同じ。）その他の特定空家等への対応に関する事項

七 住居等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施権限に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に關する必要な事項

3 前項第五項に規定する事項は、区域に跨る場合の区域内に於ける当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的・社会的活動の促進のために当該区域内外の空家等及び空家等の跡地の活用に必要となると認める区域（以下「空家等活用促進区域」という。）に適用する項目を定めることとする。

4 中市町村の活用促進区域（昭和二十年法律第二十九号）第二条に規定する市中心市街地

5 地域再生（平成十七年法律第二十四号）第三条第一項に規定する地域再生拠点

6 地域活性化（平成十五年法律第四十一条）第三条第一項に規定する地域活性化拠点

7 地域に於ける更なる活性化の促進及び其の上に掛かる法律（平成二十一年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域

8 重点区域（平成二十六年法律第十一号）第十九条第一項に規定する重点区域

9 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

10 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

11 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

12 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

13 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

14 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

15 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

16 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

17 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

18 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

19 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

20 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

21 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

22 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

23 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

24 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

25 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

26 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

27 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

28 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

29 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

30 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

31 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

32 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

33 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

34 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

35 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

36 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

37 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

38 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

39 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

40 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

41 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

42 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

43 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

44 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

45 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

46 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

47 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

48 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

49 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

50 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

51 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

52 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

53 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

54 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

55 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

56 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

57 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

58 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

59 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

60 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

61 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

62 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

63 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

64 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

65 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

66 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

67 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

68 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

69 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

70 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

71 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

72 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

73 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

74 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

75 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

76 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

77 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

78 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

79 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

80 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

81 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

82 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

83 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

84 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

85 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

86 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

87 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

88 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

89 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

90 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

91 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

92 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

93 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

94 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

95 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

96 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

97 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

98 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

99 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

100 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

101 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

102 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

103 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

104 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

105 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

106 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

107 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

108 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

109 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

110 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

111 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

112 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

113 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

114 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

115 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

116 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

117 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

118 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

119 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

120 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

121 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

122 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

123 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

124 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

125 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

126 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

127 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

128 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

129 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

130 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

131 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

132 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

133 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

134 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

135 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

136 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

137 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

138 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

139 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

140 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

141 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

142 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

143 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

144 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

145 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

146 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

147 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

148 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

149 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

150 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

151 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

152 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

153 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

154 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

155 地域活性化（平成二十六年法律第二十号）第十九条第一項に規定する重点区域

<div data-bbox="20 1914 197 192